特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
26	住民税非課税世帯等臨時特別給付金に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

飯塚市は、住民税非課税世帯等臨時特別給付金に関する事務における特定個人情報の取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

飯塚市長

公表日

令和7年2月3日

[令和6年10月 様式2]

I 関連情報

I 関連情報	
1. 特定個人情報ファイ	「ルを取り扱う事務
①事務の名称	住民税非課税世帯等臨時特別給付金に関する事務
②事務の概要	物価高騰影響を特に受ける低所得世帯に対して、臨時的な措置として、令和6年度の住民税非課税世帯等に対し臨時特別給付金給付金(1世帯当たり3万円及びその世帯の子ども一人あたり2万円を加算)を支給する事務である。 当該給付金の支給を申請した者がその支給要件に該当するか判定するために必要となる範囲におい
	て、各情報保有機関と情報提供ネットワークを介して市町村民税(特別区民税を含む。)に関する情報を照会し、提供する。
③システムの名称	税情報システム、MICJET番号連携サーバ、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイ	「ル名」
住民税非課税世帯等臨時	特別給付金情報ファイル
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号利用法」という。)第9条第1項、同法別表の百三十五の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第74条
4. 情報提供ネットワー	ウシステムによる情報連携
①実施の有無	<選択肢>
②法令上の根拠	番号利用法第19条第8号、同法別表の百三十五の項 番号利用法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第162条
5. 評価実施機関にお	ける担当部署
①部署	福祉部臨時特別給付金対策室
②所属長の役職名	臨時特別給付金対策室長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開	示•訂正•利用停止請求
請求先	総務部 総務課 住所:福岡県飯塚市新立岩5番5号 電話番号:0948-22-5500(内線1314~1316)
8. 特定個人情報ファイ	「ルの取扱いに関する問合せ
連絡先	福祉部 臨時特別給付金対策室 住所:福岡県飯塚市新立岩5番5号 電話番号:0948-22-5500(内線1908)
9. 規則第9条第2項の	D適用 []適用した
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数						
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1万人以上10万人未満]		<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
	いつ時点の計数か	令和	16年12月13日 時点			
2. 取扱者	数					
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満
いつ時点の計数か		令和	16年12月13日 時点			
3. 重大事故						
過去1年以内に、評価実施機関において特定個 人情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類						
[基礎	項目評価書		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書			
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。						
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシス	テムを通じた	- 入手を除く。)			
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
3. 特定個人情報の使用						
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
4. 特定個人情報ファイル(の取扱いの委託		[]委託しない			
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
5. 特定個人情報の提供・移転	伝(委託や情報提供ネットワー	ークシステムを	通じた提供を除く。) []提供・移転しない			
不正な提供・移転が行われ るリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続		[]接続しない(入手) [〇]接続しない(提供)			
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			

7. 特定個人情報の保管・消去					
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
8. 人手を介在させる作業			[]人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	[十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
判断の根拠	事務取扱者の適切な監督を行い、情報照会を行う際は、複数人で確認作業を実施。 特定個人情報を含む書類は施錠できる場所での保管を行っている。				

9. 監査				
実施の有無	[O] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査			
10. 従業者に対する教育	• 啓発			
従業者に対する教育・啓発	<選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない			
11. 最も優先度が高いと	考えられる対策 []全項目評価又は重点項目評価を実施する			
[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] 会選択肢 >				
当該対策は十分か【再掲】	<選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
判断の根拠	本市では「飯塚市情報セキュリティポリシー」を策定しており、当該規定に従った運用を行っている。た、システム利用者をID及びパスワードにより限定し、作業用端末を指定する等の対策を講じていたから、リスクへの対策は「十分である」と考える。			

変更箇所

変更箇	PJT				
変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年1月24日	I関連情報 3.個人番号の利 用		の番号の利用等に関する法律(平成25年法律	事後	
令和5年2月10日	I 関連情報 8.特定個人情報 ファイルの取扱いに関する問 合せ	内線1953	内線1926	事後	
令和5年2月10日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象 人数	1,000人以上1万人未满	1万人以上10万人未満	事後	
令和5年2月10日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象 人数	令和3年12月10日時点	2023/2/10	事後	
令和5年2月10日	Ⅱしきい値判断項目 2取扱 者	令和3年12月10日時点	2023/2/10	事後	
令和5年2月10日	IVリスク対策 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託	委託しない	十分である	事後	
令和5年8月25日		福祉部 臨時特別給付金対策室 住所:福岡県飯塚市新立岩5番5号 電話番号:0948-22-5500(内線1926)	福祉部 生活支援課 住所:福岡県飯塚市新立岩5番5号 電話番号:0948-22-5500(内線1203)	事後	
令和6年3月28日	I 関連情報 1.特定個人情報 ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中様々な困難に直面した方々が速やかに生活・暮らしの支援を受けられるよう、住民税非課税世帯等に対して臨時的な措置として、令和3年度の住民税非課税世帯等に対し臨時特別給付金を支給する事務である。 当該給付金の支給を申請した者がその支給要件に該当するか判定するために必要となる	に、臨時的な指慮として、予机5年度の住民税 非課税世帯等に対し臨時特別給付金給付金 (住民税非課税世帯(1世帯当たり7万円)を支 給する事務である。 当該給付金の支給を申請した者がその支給 要件に該当するか判定するために必要となる	事後	
	- 188 of 1440 - 27 (Trade 4 1/4/88	安併に該当するが刊足するために必安となる 節囲において、各情報保有機関と情報提供 ネットワークを介して市町村民税(特別区民税 を含む。)に関する情報を照会し、提供する。	範囲において、各情報保有機関と情報提供 ネットワークを介して市町村民税(特別区民税 を含む。)に関する情報を照会し、提供する。		
令和6年3月28日	I 関連情報 5.評価実施機関 における担当部署 ①部署名	福祉部臨時特別給付金対策室	福祉部生活応援臨時対策室	事後	
令和6年3月28日	I 関連情報 5.評価実施機関 における担当部署 ②所属長の役職名	臨時特別給付金対策室長	生活応援臨時対策室長	事後	
令和6年3月28日	合せ	福祉部 生活支援課 住所:福岡県飯塚市新立岩5番5号 電話番号:0948-22-5500(内線1203)	福祉部 生活応援臨時対策室 住所:福岡県飯塚市新立岩5番5号 電話番号:0948-22-5500(内線1926)	事後	
令和6年3月28日	II しきい値判断項目 1.対象 人数 いつ時点の計数か II しきい値判断項目 2取扱	2023/2/10	2023/12/1	事後	
令和6年3月28日	Ⅱしきい値判断項目 2取扱 者 いつ時点の計数か	2023/2/10	2023/12/1	事後	
令和6年7月31日	I関連情報 3.個人番号の利 用	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)第9条第1項、同法別表第一の百一の項行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第74条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号利用法」という。第9条第1項、同法別表の百三十五の項行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第74条	事後	
令和6年7月31日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムとの情報連携 ②法令上の根拠	番号利用法第19条第8号、同法別表第二の百二十一の項 行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律別表第二の主 務省令で定める事務及び情報を定める命令第 59条の4	番号利用法第19条第8号に基づく利用特定個	事後	
令和6年11月7日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	令和5年12月1日時点	令和6年9月30日時点	事後	
令和6年11月7日	Ⅱしきい値判断項目 2.取扱者 いつ時点の計数か	令和5年12月1日時点	令和6年9月30日時点	事後	
	様式変更による改訂				
令和6年12月27日	IV リスク対策 8人手を介在させる作業		人手を介在させる作業はない	事後	
	IV リスク対策 11最も優先度が高いと考えら れる対策		3)権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 十分である 本市では「飯塚市情報セキュリティポリシー」を 策定しており、当該規定に従った運用を行って いる。また、システム利用者をID及びパスワー ドにより限定し、作業用端末を指定する等の対 策を講じいることから、リスクへの対策は「十 分である」と考える。	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年2月3日	I 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 5.評価実施機関 における担当部署 ②事務の概要	物価高騰影響を特に受ける低所得世帯に対して、臨時的な措置として、令和5年度の住民税非課税世帯等に対し臨時特別給付金給付金(1世帯当たり7万円)を支給する事務である。 当該給付金の支給を申請した者がその支給要件に該当するか判定するために必要となる範囲において、各情報保有機関と情報提供ネットワークを介して市町村民税(特別区民税を含む。)に関する情報を照会し、提供する。	物価高騰影響を特に受ける低所得世帯に対して、臨時的な措置として、令和6年度の住民税非課税世帯等に対し臨時特別給付金給付金(1世帯当たり3万円、その世帯の子ども一人あたり2万円を加算)を支給する事務である。 当該給付金の支給を申請した者がその支給要件に該当するか判定するために必要となる範囲において、各情報保有機関と情報提供ネットワークを介して市町村民税(特別区民税を含む。)に関する情報を照会し、提供する。		
令和7年2月3日	I 関連情報 5.評価実施機関 における担当部署 ①部署名	福祉部 生活応援臨時対策室 住所:福岡県飯塚市新立岩5番5号 電話番号:0948-22-5500(内線1926)	福祉部 臨時特別給付金対策室 住所:福岡県飯塚市新立岩5番5号 電話番号:0948-22-5500(内線1908)		
令和7年2月3日	I 関連情報 5.評価実施機関 における担当部署 ②所属長の役職名	生活応援臨時対策室長	臨時特別給付金対策室長		
令和7年2月3日		福祉部 生活応援臨時対策室 住所:福岡県飯塚市新立岩5番5号 電話番号:0948-22-5500(内線1926)	福祉部 臨時特別給付金対策室 住所:福岡県飯塚市新立岩5番5号 電話番号:0948-22-5500(内線1908)		
令和7年2月3日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数	令和6年9月30日時点	令和6年12月13日時点		
令和7年2月3日	2取扱者	令和6年9月30日時点	令和6年12月13日時点		
令和7年2月3日	Ⅳ リスク対策4.特定個人情報ファイルの取	委託しない	十分である		
令和7年2月3日	IV リスク対策 8 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か		十分である		
令和7年2月3日	IV リスク対策 8 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か 判断の根拠		事務取扱者の適切な監督を行い、情報照会を 行う際は、複数人で確認作業を実施。 特定個人情報を含む書類は施錠できる場所で の保管を行っている。		